

多賀町議会タブレット端末等貸借および通信サービス調達業務提案評価基準

	評価項目	審査事項	評価の視点	配点
1	業務実施方針	本業務の目的、実施方針、内容等に対する理解度および意欲。 業務工程の効率性、実施体制の的確性。	・本プロポーザル実施要領の趣旨を理解し、事業に対する意欲が感じられるか。	10
			・本業務の工程計画は、本町の条件を踏まえた詳細な施工計画と適切な業務内容であるか。	5
			・本業務における技術者職員の配置、業務分担は適切であるか。	5
2	事業所の技術力	過去の主要業務の実績件数や近隣市町の実績、業務の規模、繁忙度。	・本業務に配置予定の技術者、管理者、情報保護責任者等の経験年数、資格の有無、業務実績から本業務の適正な履行ができるか。	10
			・過去の業務実績また、近隣市町での業務実績から本業務の適正な履行ができるか。	10
3	業務スケジュール	円滑な業務遂行	業務全体のケジュールは明確で、円滑かつ確実な遂行が見込める提案内容となっているか。	10
4	タブレット端末の性能、整備方法	提案内容の的確性、実現性。	・提案内容は、本業務における発注者の要求事項を的確に把握し、過不足なく満たしているか。	10
			・議員が安全にストレスなく使用するための考え方やセキュリティ対策が的確な構成及び方法で計画されているか。	10
			・運用サポート業務の実施体制や対応拠点等は迅速、適切な対応ができるか。（問い合わせ窓口の設置、実施時間、緊急時等）	10
			・導入後の本町議会へのフォローアップ（操作説明会や研修の実施）の実施方法や内容が具体的であるか。本町議会のスケジュールと調整が可能か。操作マニュアルは簡易であるか。	10
5	その他付加価値	有利な機能や拡張性	・本業務における発注者の要求事項を満たし、契約上限額の範囲内で実現可能な提案があり有効なものか。	10
合計				100